

証券コード 7522
(電子提供措置の開始日) 2026年6月5日
(発送日) 2026年6月11日

株 主 各 位

東京都大田区羽田一丁目1番3号

ワ タ ミ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 渡 邊 美 樹
会 長 兼 社 長 C E O

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社は、6月27日（土）第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2026年6月26日（金）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.watami.co.jp/>

当社ウェブサイト内の「株主・投資家情報」「株主総会」をクリックし、ご覧ください。



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7522/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（東証ウェブサイト内の「銘柄名（会社名）」に「ワタミ」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。）



株主総会の詳細につきましては、「第40期定時株主総会開催のお知らせ」
「定時株主総会申し込みハガキ」もお目通しいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2026年6月27日（土曜日）午前10時（9時15分受付開始予定）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜 国立大ホール
開催場所が前年と異なっておりますので、末尾の「第40期定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
1. 第40期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

◎議決権行使の方法につきましては、4ページをご参照ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の株式の状況
- ② 事業報告の新株予約権等の状況
- ③ 事業報告の業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況
- ④ 事業報告の会社の支配に関する基本方針
- ⑤ 事業報告の特定完全子会社に関する事項
- ⑥ 事業報告の親会社等との間の取引に関する事項
- ⑦ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ⑧ 連結計算書類の連結注記表
- ⑨ 計算書類の貸借対照表
- ⑩ 計算書類の損益計算書
- ⑪ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑫ 計算書類の個別注記表
- ⑬ 計算書類に係る会計監査報告

したがって、監査等委員会及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しておりません。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月26日(金曜日)午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月26日(金曜日)午後6時まで

書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2026年6月27日(土曜日)午前10時

場所 神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜 国立大ホール
(末尾の「第40期定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによりのみ可能です。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- ① 議決権の行使期限は、2026年6月26日(金曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

パソコン又はスマートフォン端末の機種やご加入のサービス等、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記の三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤルにお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(自 2025年 4 月1日)
(至 2026年 3 月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、底堅い企業業績を背景に前年度から続く賃上げの動きの広がり等により、雇用・所得環境の改善が進み、個人消費は堅調に推移しました。一方、米国及び日本の政策金利は、日本国内における物価上昇圧力等により、日米金利差は依然として縮小傾向にあります。また、イスラエル・パレスチナ情勢、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学的リスク等による影響により、エネルギーや原材料価格は依然として高い水準で推移しており、また2026年2月に始まった米国とイランとの紛争やホルムズ海峡の封鎖による石油供給リスクの発生など、引き続き不確実性の高い経済環境が続いております。

当社グループはこのような環境下においても、「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野においてお客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(国内外食事業)

国内外食事業におきましては、42店舗の新規出店と17店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は517店舗となりました。国内外食事業における売上高は37,668百万円（前期比109.5%）、セグメント利益は2,263百万円（前期比140.5%）の増収増益となりました。

(宅食事業)

宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は506ヶ所となりました。調理済み商品の累計お届け数は58,783千食（前期比101.6%）となっております。新商品の投入により調理済み商品のお届け数が前年を上回ったこと等の影響により、売上高は41,014百万円（前期比101.9%）、セグメント利益は4,311百万円（前期比91.3%）の増収減益となりました。

(海外事業)

海外事業におきましては、18店舗の新規出店と7店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は81店舗となりました。売上高は11,503百万円（前期比105.8%）、セグメント利益は56百万円（前期比40.9%）の増収減益となりました。

(環境事業)

環境事業におきましては、電力小売事業を中心に展開しております。減収となりましたが、仕入単価の減少により増益となりました。その結果、売上高は2,014百万円（前期比84.7%）、セグメント利益は303百万円（前期比156.2%）となりました。

(農業)

農業におきましては、有機農産物の生産販売、酪農畜産、乳製品の販売を行っております。売上高は748百万円（前期比124.5%）、セグメント損失は14百万円（前期は150百万円の損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの成果は、売上高は93,268百万円（前期比105.1%）となり、営業利益は4,837百万円（前期比105.9%）、経常利益は6,435百万円（前期比122.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,107百万円（前期比116.6%）となりました。

《2026年3月期連結実績》

(単位：百万円)

区 分	実 績	前 期 比
売上高	93,268	105.1%
営業利益	4,837	105.9%
経常利益	6,435	122.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,107	116.6%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、4,110百万円（店舗賃借に係る保証金350百万円を含む。）であり、下記店舗の出店及び業態転換等によるものであります。

■国内外食事業

名 称	店 名			
鳥 1 メ 店 口 舗	立川駅南口店			
S U B W A Y 3 8 店 舗	横浜ベイサイド店	新宿西口ハルク店	神戸マルイ店	高田馬場店
	川崎ルフロンド	須磨パティオ点	帯広稲田店	イトーヨーカドー 曳 舟 店
	川崎アゼリア店	ゆめタウン 福 山 店	ヨークフーズ 新宿富久店	千里中央店
	アリオ川口店	アリオ北砂店	イオンモール 水戸内原店	イオンモール 佐賀大和店
	アイシティ21店	豊田T-FACE店	草加ヴァリエ店	カ メ イ ド ク ロ ッ ク 店
	ジョイフル本田 ニューポート ひたちなか店	アリオ西新井店	L I N K S U M E D A 店	J R 堺 市 駅 店
	イオン茅ヶ崎 中 央 店	イクスピアリ店	江坂駅前店	イオンモール 天 童 店
	コースカベイサイド ドストアーズ店	枚方モール店	新宿NSビル店	地下鉄博多駅店
	なんばCITY店	神戸さんちか店	京急ST羽田空港 第3ターミナル店	横 浜 ベ イ ク ォ ー タ ー 店
	アピタテラス 横浜綱島店	洛北阪急 スクエア店		
そ の 他 業 態 3 店 舗	尾州炭旬	御厨炭旬	T G I 神奈川芸術劇場店	

■海外事業

名 称	店 名		
和 民 3 店 舗	B a t a a n 店 (フィリピン)	N a i a 店 (フィリピン)	Mandai Wildlife店 (シンガポール)
和民手作厨房 2 店 舗	手 作 誠 品 (台 湾)	青 埔 店 (台 湾)	
鳥 メ ロ 1 3 店 舗	ドンタンヨックジョム店 (韓 国)	ウンジョンGTX店 (韓 国)	ジョンナン大学店 (韓 国)
	ウォヌン駅 店 (韓 国)	ムルグム・ボモ店 (韓 国)	ボンゴク 店 (韓 国)
	マサンネソ 店 (韓 国)	ファジョンロデオ店 (韓 国)	ミルヤンサンムン店 (韓 国)
	KYウィズパーク店 (韓 国)	マゴクナル 店 (韓 国)	チェジュ島 店 (韓 国)
	巴 黎 春 天 店 (中 国)		

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金、長期借入金として合計7,011百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2026年5月13日開催の取締役会決議に基づき、当社連結子会社であるWatami US Corpと「Onigilly, Inc.」の株主との間で、同社の発行済株式総数の51.0%を9,590千USDで取得する株式譲渡契約を締結いたしました。

残り49.0%に相当する8,668,365株につきましては、株主間契約に基づき、Watami US Corpに対する売渡請求権（プットオプション）が付与されております。その概要は以下のとおりであります。

ア. プットオプションの内容

株主は、自己が保有する普通株式（最大8,668,365株）について、その全部又は一部をWatami US Corpに売却することを請求できる権利（プットオプション）を有しております。

イ. プットオプション価格

対象株式1株当たりの購入価格は、プットオプション行使時において、Watami US Corp及び株主との協議により決定いたします。

ウ. 行使期間

プットオプションは、クロージング日から1年経過後、株主の裁量により行使可能となります。

ただし、会社売却、IPOの実施又は契約終了等の場合には消滅いたします。

エ. 行使手続及び決済方法

株主による書面通知後、Watami US Corp及び株主はプットオプション価格について協議を行い、合意後30日以内に株式譲渡及び代金決済を実施することとしております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 37 期 (2023年3月期)	第 38 期 (2024年3月期)	第 39 期 (2025年3月期)	第 40 期 (2026年3月期)
売 上 高	77,922	82,302	88,713	93,268
経 常 利 益	3,883	5,974	5,246	6,435
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,674	4,190	3,522	4,107
1株当たり当期純利益(円)	41円27銭	92円67銭	75円90銭	90円48銭
総 資 産	57,050	64,152	71,491	74,556
純 資 産	17,807	22,166	27,134	30,493
1株当たり純資産額(円)	129円40銭	234円73銭	357円28銭	440円77銭

(3) 重要な子会社の状況

(単位：百万円／％)

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
和 民 國 際 有 限 公 司	13,364	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
(有)ワタミファーム	3	38.3	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ㈱に対する農産物の納入
ワタミエナジー㈱	194	100.0	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業
LEADER FOOD PTE.LTD.	33	80.0	東南アジアにおける食品の加工製造・卸売
WATAMI FAST CASUAL M A N A G E M E N T ㈱	200	100.0	日本国内におけるSUBWAYのフランチャイズ事業の展開と運営・管理
WATAMI FAST CASUAL㈱	495	100.0	SUBWAY直営店舗の営業・運営

(注) WATAMI FAST CASUAL㈱は当社の子会社であるWATAMI FAST CASUAL MANAGEMENT㈱が100%出資する子会社であります。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国の経済は、底堅い企業業績を背景に前年度から続く、賃上げの動きの広がり等により、雇用・所得環境の改善が進み、個人消費は堅調に推移いたしました。

為替変動等につきましては米国及び日本の政策金利は、日本国内における物価上昇圧力等により、日米金利差は依然として縮小傾向にあります。また、イスラエル・パレスチナ情勢、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学的リスク等による影響により、エネルギーや原材料価格は依然として高い水準で推移しており、また2月に始まった米国とイランとの紛争やホルムズ海峡の封鎖による石油供給リスクが発生し、引き続き不確実性の高い経済環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは当連結会計年度において、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも、対前年を上回る利益を計上しております。

このような状況の中、日本国内において、様々な業態（居酒屋業態、焼肉業態、テイクアウト・デリバリー業態、ハレの場を提供する業態、SUBWAY事業の直営店舗及びFC店舗の展開等）とともにお客様の多様なニーズにさらに対応することで、外食事業の拡大を図ってまいります。

また、宅食事業は、これからの少子高齢化や多様な働き方によって高まる在宅需要に対応するため、冷凍総菜宅配サービスの拡大及びインフレ環境における低価格商品の販売など、利用者ニーズに応じた継続的な成長基盤の整備が必要であると考えております。2025年10月に、高齢者向けの新商品「好い日の御膳」をリリースしました。この商品は、特に75歳以上の後期高齢者の方を対象にしており、健康を意識した栄養バランスに配慮した調理済み宅配弁当です。管理栄養士監修のもと、栄養バランスが考慮された、日替わりの献立が組まれており、調理に手をかけることで家庭の味を再現するなど、健康及び味へのこだわりを大切にしております。また高品質の商品を低価格でお届けするため、コスト削減の工夫として仕入れや製造、物流を見直し、効率を追求することで、安価でありながら高い品質を維持しています。物価高が続いており、2025年10月には3,000品目以上の飲食物品が値上げされています。この影響を受け、特に年金生活を送る高齢者にとって、健康的な食事を続けることは難しい状況です。このような厳しい経済環境の中、ワタミは「好い日の御膳」を手頃な価格で提供することで、たくさんの方のありがとうを集め、食数増加につなげてまいります。

これら外食事業及び宅食事業の仕組みを支える商品開発・仕入・物流・製造などのMD体制につきましては、継続的な見直し及び改善を行い、他社との差別化並びに収益構造の改革に取り組み、リスクに対応した業態ポートフォリオの構築

を進めてまいります。

財務面では、2021年度においてDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で株式投資契約書及び総株引受契約書を締結し、12,000百万円の優先株式を発行して手元流動性を高めるとともに、調達した資金を成長戦略へ投資することにより、厳しい環境下においても確実な成長と業績の更なる向上に取り組んでまいります。

主要な事業等の課題につきましては、以下のとおりであります。

① 国内外食事業

当社グループが主に展開する居酒屋事業は、マーケットの縮小傾向が続いており、お客様ニーズの多様化など厳しい事業環境にあります。加えて、お客様の飲食スタイルが大きく変化しており、店内飲食だけではなく、テイクアウト・デリバリーなど多様な利用ニーズに対応することが重要であると考えており、高い商品力と生産性を武器とし、外食事業の拡大に向けた収益源の多様化を図るとともに、今まで以上に高い付加価値を提供していくことで、顧客満足度の向上に努めてまいります。

② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大している一方、新規参入業者の増加など競争環境が激化しております。商品力の強化、エリア戦略の見直し、法人営業の強化とともに、尼崎市に建設した冷凍食品工場を梃子として、冷凍宅配事業の更なる展開及びインフレ下に対応した、高品質で低価格の商品の提供を行うことにより、新規顧客の獲得による市場開拓、シェア拡大を図ってまいります。あわせて、製造工場における省人化投資を進めるなど、生産性のより一層の向上を図ってまいります。

③ 海外事業

海外事業は、日本食マーケットが拡大している一方、ニーズの多様化により競争環境も激化しております。加えて、お客様の飲食スタイルの変化、現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズにも的確に対応するため、日本の国内外食事業と商品開発体制などの連携を強化しながら、新業態の開発と出店を進めてまいります。また、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されることから、戦略的なスクラップアンドビルドとあわせて、生産性の高い組織体質の継続的構築を進めてまいります。

また、シンガポールで食肉魚介類の調達、加工、卸売事業を展開している

LEADER FOOD グループのM&Aに続き、2024年4月には、米国のネバダ州で寿司の加工、卸売事業を展開しているSONNY SUSHI COMPANYから同事業を譲受けました。

シンガポールで調達、加工、卸売を行う現地法人を活用することで、海外サプライチェーン、調達力、販売力を強化するとともに、米国においても販売力の向上を図ります。

④ 人材・教育

外食事業を中心に、社員、アルバイトメンバーの採用や教育が順調に進み、店舗におけるシフト体制が安定しました。その結果、繁忙期においても売上機会の損失を抑制することができ、安定した営業体制の構築につながりました。あわせて、社員の労務時間についても適正な水準に収まりつつあり、働きやすい環境整備が進んでおります。人材の確保・育成においては、採用から教育までの一気通貫の仕組みを引き続き推進し、従業員の自己実現の支援と定着率の向上に取り組んでまいりました。教育面では、全階層に対する研修を体系的に実施するとともに、特に課長以上の管理職に対する研修を新設しました。これにより、更なるマネジメント力の強化や適切な職場運営を進め、各種リスクの抑制にもつなげてまいります。

また、営業に必要なスキル研修に加え、コミュニケーション向上、ハラスメント防止、情報セキュリティなどの研修も継続的に実施しております。26年度も引き続き、従業員の処遇改善や福利厚生制度の拡充、多様な人材の受け入れを可能とする人事制度の整備を進めるとともに、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりに取り組んでまいります。

⑤ 中期経営計画の策定、公表

当社グループでは、新中期経営計画の策定を進めておりますが、昨今の地政学的リスクの台頭や資源価格の高騰など、経済環境の先行きは依然として不透明な状況にあります。

株主・投資家の皆様に適正かつ合理的な中長期の見通しをお示しするため、現在の市場環境が一定の安定、又は予測可能となったタイミングを踏まえ、新中期経営計画を策定・公表する予定です。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
国 内 外 食 事 業	問屋から飲料類を仕入れ、飲食店の経営並びにフランチャイズ事業の展開
宅 食 事 業	調理済み商品及び食料品材料セットの製造、販売、宅配
海 外 事 業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営、食品加工卸売事業
環 境 事 業	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業
農 業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

(6) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都大田区羽田一丁目1番3号
工 場	東松山センター（埼玉県比企郡滑川町）、他計4ヶ所

② 主要な子会社の事業所

和 民 國 際 有 限 公 司	本 社	香港
(有) ワ タ ミ フ ァ ー ム	本 社	千葉県山武市
ワ タ ミ エ ナ ジ ー (株)	本 社	東京都大田区
LEADER FOOD PTE.LTD.	本 社	シンガポール
WATAMI FAST CASUAL M A N A G E M E N T (株)	本 社	東京都大田区
WATAMI FAST CASUAL(株)	本 社	東京都大田区

③ 国内外食店舗数の状況

業 態 名	地 域	店 舗 数
「ミライザカ」	東 北	6
	関 東	38
	北 陸 ・ 甲 信	3
	東 海	5
	関 西	12
	中 国 ・ 四 国	11
	九 州	12
	小 計	87
「鳥メロ」	東 北	2
	関 東	53
	北 陸 ・ 甲 信	4
	東 海	12
	関 西	12
	中 国 ・ 四 国	10
	九 州	5
	小 計	98
「焼肉の和民」	関 東	10
	東 海	3
	関 西	6
	小 計	19
「かみむら牧場」	関 東	6
	東 海	1
	関 西	2
	九 州	2
	小 計	11
「bb.q OLIVE CHICKEN Cafe」	関 東	10
	東 海	2
	関 西	3
	小 計	15
「TGI FRIDAYS」	関 東	12
	東 海	1
	海 外	1
	小 計	14

業 態 名	地 域	店 舗 数
「 S U B W A Y 」	北 海 道	9
	北 東 北	8
	関 陸 ・ 甲 信	119
	北 東 越	12
	海 西	18
	関 中 国 ・ 四	34
	九 州	10
	小 計	19
そ の 他	北 東 北	229
	関 東 海	1
	関 西	25
	中 国 ・ 四	6
	九 州	8
	小 計	1
		3
		44
国 内 外 食 合 計		517

※ F C 店含む

④ 宅食営業拠点数の状況

地	域	営 業 拠 点 数
東	北	17
関	東	170
北	越	36
東	海	73
関	西	92
中	国	38
九	・ 四	80
宅	食 合 計	506

⑤ 海外外食店舗数の状況

地	域	店 舗 数
香	港	20
台	湾	9
シ	ン ガ ポ ー	7
中	ル	3
フ	国	23
韓	ン	18
マ	国	1
	カ	1
海	外 外 食 合 計	81

※ F C店含む

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	518 (2,676) 名	24 (374) 名
宅食事業	543 (1,070) 名	21 (100) 名
海外事業	367 (608) 名	△12 (△12) 名
環境事業	12 (0) 名	1 (0) 名
農業	31 (52) 名	△4 (9) 名
その他の	153 (61) 名	△20 (△28) 名
総計	1,624 (4,467) 名	10 (443) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,119 (3,395) 名	△1 (89) 名	44.5歳	11.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

(単位: 百万円)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	13,211
株式会社みずほ銀行	7,639
株式会社三井住友銀行	4,581
三井住友信託銀行株式会社	2,550

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長 兼 社 長 C E O	渡 邊 美 樹	公益財団法人School Aid Japan 理事長 学 校 法 人 郁 文 館 夢 学 園 理 事 長 公益財団法人みんなの夢をかなえる会 理事長 岩 手 県 陸 前 高 田 市 復 興 対 策 参 与 公益財団法人Save Earth Foundation 理事長
取 締 役 副 社 長 C H O	清 水 邦 晃	和 民 國 際 有 限 公 司 取 締 役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	渡 邊 将 也	和 民 國 際 有 限 公 司 代 表 取 締 役 和 民 (中 國) 有 限 公 司 取 締 役 台 湾 和 民 餐 飲 股 份 有 限 公 司 取 締 役 Watami China Food & Beverage Co., Ltd.代表取締役 LEADER FOOD P.T.E.LTD.取締役 W a t a m i U S C o r p 代 表 取 締 役
取 締 役 (常勤監査等委員)	肥 塚 俊 成	浜 銀 T T 証 券 株 式 会 社 監 査 役 浜 銀 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 石 美 奈 子	NPO法人サステナビリティ日本フォーラム理事 経 済 産 業 省 調 達 価 格 等 算 定 委 員 会 委 員 東 京 都 廃 棄 物 審 議 会 委 員 緑の循環認証会議 (SGEC/PEFCジャパン) 評議員 リデュースリユースリサイクル推進協議会監事 国 土 交 通 省 運 輸 審 議 会 委 員 一 般 財 団 法 人 自 転 車 産 業 振 興 協 会 評 議 員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 東 利 哉	東 京 科 学 大 学 名 誉 教 授 東 京 科 学 大 学 戦 略 本 部 特 命 教 授 学 校 法 人 郁 文 館 夢 学 園 学 園 評 議 員

(注) 1. 取締役（常勤監査等委員）肥塚俊成氏、取締役（監査等委員）大石美奈子氏及び伊東利哉氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（常勤監査等委員）肥塚俊成氏は、金融機関における企業金融、リスク管理等の幅広い業務経験やシンクタンク経営者等の経歴があり、経営戦略、リスク管理、財務・会計等に関する豊富な経験や知見を有しております。

3. 取締役（監査等委員）大石美奈子氏は、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会や公的機関における消費者視点の政策企画立案や3R推進等、様々な社会問題への取り組みを通じて、消費者問題、SDGs、ESGに関する豊富な経験や知見を有しております。

4. 取締役（監査等委員）伊東利哉氏は、東京工業大学（現、東京科学大学）において、戦略本部特命教授としてIT分野の研究やDX推進に従事され、また副学長（情報基盤担当）、最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び学術国際情報センター（現、情報基盤センター）長などの活動を通じて、IT・DXの推進や情報セキュリティに関する豊富な経験及び知見を有しております。

5. 当社は、3名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門その他内部統制所管部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 - ①2025年6月29日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）中堤康之氏は一身上の都合により辞任いたしました。
 - ②2025年6月29日開催の第39期定時株主総会において、伊東利哉氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
7. 当社は、取締役（監査等委員）大石美奈子氏及び伊東利哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外取締役は当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は子会社役員を含む全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を補填するものです。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法は、業績及び業務計画など定量・定性指標に基づく達成度合などを総合的に判断したうえで、代表取締役が起案し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議により株主総会で決議された報酬等の額の範囲内において、決定しております。

当社の取締役の報酬等は固定報酬（月額基本給）、業績連動報酬（年次インセンティブ）、非金銭報酬（中長期インセンティブ）で構成し、以下の算定方針の累積を割合としております。

固定報酬は、役位職責その他会社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して報酬額を定め、外部調査機関のデータによる他社水準を参考にし、必要に応じて適宜見直しを行います。

業績連動報酬は、当社グループの着実な収益性の改善を評価する指標として連結営業利益を選定しております。加えて、中長期的な企業価値の向上を促進するため、2025年10月28日開催の取締役会において、業績連動報酬の評価指標に新たにESG評価項目を加えることを決議いたしました。今後の年次インセンティブの支給においては、従来の業績評価指標の計画達成度合に加え、ESG関連目標の達成度合についても評価に反映させることとしております。

非金銭報酬は、2019年度より譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。中長期インセンティブとして、役職の別に応じて設定した株式数の譲渡制限期間を3年から退任時までの期間とし、指定年度の連結営業利益計画又は当社の取締役会で予め定めた業績目標を達成した場合のみ譲渡制限を解除します。

また、報酬等を与える時期又は条件の決定の方針は、固定報酬は月額にて支給し、業績連動報酬及び非金銭報酬はともに業績評価指標の確定後に決定しております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	左記のうち、 非金銭報酬等		
				ストック オプション	譲渡制限 付株式	
取締役（監査等委員 を除く。） （うち社外取締役）	108 (-)	83 (-)	25 (-)	- (-)	1 (-)	3名 (-)
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	15 (15)	15 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	4名 (4)
合 計 （うち社外取締役）	123 (15)	98 (15)	25 (-)	- (-)	1 (-)	7名 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績評価指標は、当社グループの着実な収益性の改善を評価する指標として連結営業利益を選定しております。当社の業績連動報酬は、年次インセンティブとして、単年度の連結営業利益計画の達成度合及び対象取締役の評価に応じて支給水準を決定しております。当事業年度における連結営業利益の実績は4,837百万円でした。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。なお、非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、非金銭報酬等であると同時に、業績連動報酬であります。業績指標は、連結営業利益を選定しております。役職の別に応じて設定した株式数を譲渡制限期間を3年から退任時までの期間とし、指定年度の連結営業利益計画又は当社の取締役会で予め定めた業績目標を達成した場合のみ譲渡制限を解除します。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名です。また、上記年額報酬とは別枠で、2019年6月24日開催の第33期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
6. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- ア. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（常勤監査等委員）肥塚俊成氏は、浜銀TT証券株式会社及び浜銀ファイナンス株式会社の監査役であります。浜銀TT証券株式会社と当社とは金融商品の取引関係があります。浜銀ファイナンス株式会社と当社とはリース契約の取引関係があります。
 - ・取締役（監査等委員）大石美奈子氏は、NPO法人サステナビリティ日本フォーラム理事、経済産業省調達価格等算定委員会委員、東京都廃棄物審議会委員、緑の循環認証会議（SGEC/PEFCジャパン）評議員、リデュースリユースリサイクル推進協議会監事、国土交通省運輸審議会委員、一般財団法人自転車産業振興協会評議員を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。
 - ・取締役（監査等委員）伊東利哉氏は、東京科学大学名誉教授、東京科学大学戦略本部特命教授、学校法人郁文館夢学園学園評議員を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。ただし、学校法人郁文館夢学園においては、当社代表取締役会長兼社長CEO渡邊美樹が理事長を務めているほか、当社グループとの間に僅少な取引がございますが、同氏の独立性に影響はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	肥 塚 俊 成	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査等委員会23回のうち22回出席しました。社外取締役に就任以降、金融機関における企業金融、リスク管理等の幅広い業務経験やシンクタンク経営経験者としての豊富な経験及び知見を生かし、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会等において、経営戦略、財務、リスク管理などに関する発言・提言を積極的に行いました。
取締役 (監査等委員)	大石 美奈子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会23回のうち23回出席しました。社外取締役に就任以降、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会での活動や公的機関における消費者視点の政策企画立案及び3R推進等、様々な社会問題への取り組みによる豊富な経験及び知見を生かし、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、サステナビリティ、消費者志向経営などに関する発言・提言を積極的に行いました。
取締役 (監査等委員)	伊 東 利 哉	2025年6月29日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会19回のうち19回出席しました。社外取締役に就任以降、東京工業大学（現、東京科学大学）において、戦略本部特命教授としてIT分野の研究やDX推進に従事され、また副学長（情報基盤担当）、最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び学術国際情報センター（現、情報基盤センター）長などの活動による豊富な経験及び知見を生かし、取締役会や監査等委員会において、IT・DXの推進や情報セキュリティなどに関する発言・提言を積極的に行いました。

(2) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	93百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの適切性について検証した結果、提示された報酬額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	56,183	流 動 負 債	18,651
現 金 及 び 預 金	43,570	支払手形及び買掛金	3,651
売掛金及び契約資産	4,948	短 期 借 入 金	6,720
有 価 証 券	2,384	リ ー ス 債 務	590
商 品 及 び 製 品	1,648	未 払 金	2,850
仕 掛 品	327	未 払 法 人 税 等	753
原材料及び貯蔵品	415	未 払 費 用	2,261
そ の 他	2,960	賞 与 引 当 金	622
貸 倒 引 当 金	△72	役 員 賞 与 引 当 金	50
固 定 資 産	18,373	販 売 促 進 引 当 金	8
有 形 固 定 資 産	6,813	そ の 他	1,141
建物及び構築物	3,497	固 定 負 債	25,411
機械装置及び運搬具	1,191	長 期 借 入 金	21,289
土 地	329	リ ー ス 債 務	402
リ ー ス 資 産	757	資 産 除 去 債 務	1,652
建 設 仮 勘 定	331	そ の 他	2,066
そ の 他	705	負 債 合 計	44,062
無 形 固 定 資 産	1,231	(純資産の部)	
の れ ん	295	株 主 資 本	23,456
そ の 他	935	資 本 金	4,910
投資その他の資産	10,328	資 本 剰 余 金	15,618
投資有価証券	4,409	利 益 剰 余 金	6,468
差 入 保 証 金	4,588	自 己 株 式	△3,540
繰 延 税 金 資 産	843	その他の包括利益累計額	6,700
投資固定資産	3	その他有価証券評価差額金	71
そ の 他	659	為 替 換 算 調 整 勘 定	6,629
貸 倒 引 当 金	△175	非 支 配 株 主 持 分	337
資 産 合 計	74,556	純 資 産 合 計	30,493
		負 債 純 資 産 合 計	74,556

連結損益計算書

(2025年 4 月1日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		93,268
売 上 原 価		41,278
売 上 総 利 益		51,989
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		47,152
営 業 利 益		4,837
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	812	
有 価 証 券 利 息	159	
設 備 賃 貸 収 入	189	
助 成 金 収 入	45	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	6	
為 替 差 益	908	
雑 収 入	460	2,581
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	539	
設 備 賃 貸 費 用	166	
雑 損 失	277	983
経 常 利 益		6,435
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20	
減 損 損 失	1,315	1,335
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,100
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,062	
法 人 税 等 調 整 額	△66	995
当 期 純 利 益		4,104
非支配株主に帰属する当期純損失		△2
親会社株主に帰属する当期純利益		4,107

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ワタミ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 野 辺	純 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木	寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタミ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

ワタミ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 肥 塚 俊 成 ㊟

監査等委員 大 石 美 奈 子 ㊟

監査等委員 伊 東 利 哉 ㊟

(注) 監査等委員肥塚俊成、大石美奈子及び伊東利哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

A種優先株式に対する当事業年度の期末配当につきましては、定款及びA種優先株式発行要領で定めた所定の計算に基づく金額を実施したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金10円00銭
-------------	---------

普通株式配当総額	401,044,320円
----------	--------------

当社A種優先株式1株につき	金4,000,000円00銭
---------------	----------------

A種優先株式配当総額	480,000,000円
------------	--------------

配当総額の合計	881,044,320円
---------	--------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会における検討の結果、候補者として適任であると判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
1	渡 邊 美 樹 (わたなべ みき) (1959年10月5日)	1984年4月 (有)渡美商事設立 代表取締役 1986年5月 (株)ワタミ（現ワタミ(株)）設立 代表取締役社長 2001年3月 特定非営利活動法人School Aid Japan理事長（現 公益財団法人 School Aid Japan）（現任） 2003年3月 学校法人郁文館理事長（現 学校 法人郁文館夢学園）（現任） 2009年6月 当社代表取締役会長・CEO 2010年11月 特定非営利活動法人みんなの夢をか なえる会理事長（現 公益財団法人み んなの夢をかなえる会）（現任） 2011年2月 当社取締役最高顧問 2011年5月 当社取締役会長（非常勤） 2011年6月 岩手県陸前高田市復興対策参与 （現任） 2013年6月 公益財団法人Save Earth Foundation理事長（現任） 2013年7月 参議院議員 2019年9月 当社代表取締役会長 兼 グループ CEO 2021年3月 復興庁「復興推進委員会」委員 2021年10月 当社代表取締役会長兼社長 2024年4月 当社代表取締役会長兼社長CEO(現 任)	普通株式 一株
<候補者とした理由> 同氏は、当社の創業者として今日のワタミグループを築き上げてきました。長年にわたり当社の経営を指揮し、外食・介護・宅食・農業・環境等の数多くの事業を手がけ、独自の「6次産業モデル」を構築し、多くの成果を上げてまいりました。 また、参議院議員として国政に携わる他、経団連理事、政府教育再生会議委員、岩手県陸前高田市参与、復興庁「復興推進委員会」委員等、要職を多数歴任しております。当社は、豊富な知識・経験・実績を持つ同氏は、企業経営の諸問題に精通しており、取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能を高めワタミグループの中長期的な企業価値を向上させるために必要不可欠な人物であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
2	清 水 邦 晃 (しみずくにあき) (1970年6月1日)	1991年 9 月 当社入社 1997年 8 月 当社東日本事業部部長 2003年 8 月 当社執行役員兼ごはん事業本部長 2005年 9 月 (株)アールの介護取締役 2006年 4 月 ワタミの介護(株)代表取締役社長 2009年 6 月 当社取締役兼ワタミの介護(株)代表 取締役社長 2012年11月 当社常務取締役兼ワタミの介護(株) 代表取締役社長 2014年10月 当社常務取締役兼ワタミフードサ ービス(株)代表取締役社長 2015年 3 月 当社代表取締役社長兼ワタミフー ドシステムズ(株)代表取締役社長 2015年 4 月 和民国際有限公司取締役(現任) 2015年 6 月 ワタミエナジー(株)取締役 2015年12月 S O M P O ケアネクスト(株)社外取 締役 2015年12月 当社代表取締役社長 兼 COO 2021年10月 当社代表取締役副社長兼人材開発 本部長 2022年 4 月 当社代表取締役副社長 2022年 9 月 ワタミエナジー(株)代表取締役 2023年 4 月 当社取締役副社長 2023年12月 (有)ワタミファーム代表取締役 2024年 4 月 当社取締役副社長CHO (現任)	普通株式 32,113株
<候補者とした理由> 同氏は、外食事業子会社や介護事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、当社の代表 取締役副社長として、ワタミグループ各事業の成長と業績向上に向けた取り組みを牽 引するなど豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役副社長CHOとして、ワ タミグループの経営理念や経営目標に合わせた人事戦略の策定・遂行を主管し、ワタ ミグループ人権方針の策定、人材の教育・育成、採用プロセスの改善、労働環境の改 善、従業員のモチベーション向上等に大きく寄与しております。当社は同氏がワタミ グループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると 判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	渡 邊 将 也 (わたなべ しょうや) (1987年12月17日)	2011年 4 月 Mirabaud (Asia) limited入社 2012年 8 月 当社入社 2016年10月 サントリースピリッツ株式会社入社 2018年 5 月 マギル大学経営学修士 (MBA) 卒 2018年 6 月 Beam Suntory Inc (シカゴ) 2020年 1 月 当社執行役員海外事業本部長 2020年 2 月 和民國際有限公司代表取締役 (現任) 2020年 2 月 和民 (中國) 有限公司取締役 (現任) 2020年 2 月 Watami China Food & Beverage Co., Ltd.代表取締役 (現任) 2020年 3 月 台灣和民餐飲股份有限公司取締役 (現任) 2020年 6 月 当社取締役 兼 上席執行役員海外 外食事業本部長 2021年 4 月 当社取締役CFO 兼 上席執行役員 海外事業本部長 2022年 4 月 当社取締役CFO 2024年 2 月 LEADER FOOD PTE.LTD.取締 役 (現任) 2024年 4 月 Watami US Corp代表取締役 (現 任) 2024年 7 月 当社取締役常務執行役員 (現任)	普通株式 17,045株
<候補者とした理由> 同氏は、外資系金融機関においてヘッジファンド等の金融商品の分析を中心に従事した後、2012年に当社へ入社しました。経理、営業、店舗開発、経営企画と、横断的に従事、2016年に、サントリースピリッツ株式会社においてスコッチウイスキーのブランドマネージャー、Beam Suntory Inc シカゴにてジムビームブランドチームに2018年当時日本人で唯一従事することにより国際的な企業の経営感覚を培ってきました。併行してマギル大学にて経営学修士を取得しております。2020年1月からは海外事業本部長としてこれまでの知識経験を生かし、当社の海外戦略構築及び展開に大きく寄与し、2020年6月には取締役に選任され2021年4月からは取締役CFOとして会社の、経営企画業務、経理財務業務、IT戦略業務を管掌いたしました。拡大する海外事業の強化のため、現在は海外事業全体を管掌する取締役として職務を全うしております。企業経営に関する資質と能力を十分に保持しており、さらにワタミグループの新しい企業戦略に必要な人物と判断し、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年10月に更新予定です。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役にも再任された場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を、填補するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
1	肥 塚 俊 成 (ひつか としなり) (1964年8月22日)	1987年 4 月 (株)横浜銀行入行 2008年 4 月 同社桐生支店長 2010年 4 月 同社経営企画部担当部長 2011年 5 月 同社営業統括部営業本部事務局長 2012年 5 月 同社金沢支店長 2014年 4 月 同社中山支店長 2016年 4 月 同社人財部長 2017年 4 月 同社リスク管理部長 2019年 4 月 (株)浜銀総合研究所代表取締役社長 2022年 6 月 浜銀TT証券(株)監査役（現任） 2022年 6 月 浜銀ファイナンス(株)監査役（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役（常勤監査等委員） （現任）	普通株式 一株
<候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、金融機関における企業金融、リスク管理等の幅広い業務経験やシンクタンク経営経験者としての豊富な経験及び知見を生かし、取締役会において、経営戦略、財務、リスク管理などに関し積極的に発言・提言いただいております。社外取締役として、当社グループの経営の監督等に十分な役割・責務を果たしていただいております。監査等委員として引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社グループの経営の健全性確保に貢献いただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
2	大 石 美 奈 子 (おおいし みなこ) (1957年3月7日)	1979年 4 月 山口県立下関第一高等学校家庭科教諭 1995年 8 月 社団法人日本乳業協会消費者相談室 2002年 5 月 (株)東洋精米機製作所無洗米相談室 2007年 4 月 NPO法人全国無洗米協会非常勤相談員 2010年 4 月 都立桐ヶ丘高等学校家庭科非常勤講師 2012年 6 月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント相談員協会理事 2014年 4 月 NPO法人サステナビリティ日本フォーラ ム理事(現任) 2016年 6 月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント相談員協会代表理事副会長 2018年 3 月 経済産業省調達価格等算定委員会委員(現 任) 2018年10月 東京都廃棄物審議会委員(現任) 2019年 2 月 国土交通省交通政策臨時委員 2019年 4 月 電力広域的運営推進機関評議員 2019年 4 月 緑の循環認証会議 (SGEC/PEFC ジャパ ン) 評議員(現任) 2019年 9 月 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会 委員 2021年 6 月 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団 理事 2022年 4 月 リデュースリユースリサイクル推進協議会 監事(現任) 2022年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年12月 国土交通省運輸審議会委員(現任) 2023年 6 月 一般財団法人自転車産業振興協会理 事 2023年 6 月 公益財団法人自動車リサイクル高度 化財団評議員 2025年 6 月 一般財団法人自転車産業振興協会評 議員 (現任)	普通株式 一株
<候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会での活動や公的機 関における消費者視点の政策企画立案及び3R推進等、様々な社会問題への取組みに よる豊富な経験及び知見を生かし、取締役会において、サステナビリティ、消費者志 向経営などに関し積極的に発言・提言いただいております。社外取締役として、当社グル ープの経営の監督等に十分な役割・責務を果たしていただいております。会社の経営 に関与した経験はございませんが、監査等委員として引き続き当社の経営に参画いた だくことで、当社グループの経営の健全性確保に貢献いただくことを期待し、同氏を 監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
3	伊 東 利 哉 (いとう としや) (1959年4月13日)	1985年12月 東京工業大学 工学部 助手 1990年 3 月 東京工業大学 総合理工学研究科 講師 1992年 4 月 東京工業大学 総合理工学研究科 助教授 1994年 6 月 オーストラリア科学技術研究助成 審査委員 1994年11月 サウジアラビア リード電子技術員 実施協議調査団 2000年 5 月 情報処理振興事業協会 暗号技術のスクリーニング 評価員 2001年 4 月 東京工業大学 学術国際情報センター 教授 2006年 2 月 横浜市立科学技術高等学校 (仮称) 技術顧問 2007年 4 月 東京工業大学 技術部情報基盤支援センター長 2009年 4 月 横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校 技術顧問 2010年 4 月 東京工業大学 技術部長 2016年 4 月 東京工業大学 情報理工学院 教授 2019年 4 月 東京工業大学 学術国際情報センター 長 2019年 4 月 東京工業大学 情報基盤担当副学長 2021年 7 月 国立大学法人情報系センター協議会 会長 2024年10月 東京科学大学 情報理工学院 教授 2025年 4 月 東京科学大学 名誉教授 (現任) 2025年 4 月 東京科学大学 戦略本部 特命教授 (現任) 2025年 6 月 学校法人郁文館夢学園 学園評議員 (現任) 2025年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	普通株式 20,000株
<候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、東京工業大学 (現, 東京科学大学) において、戦略本部特命教授としてIT分野の研究やDX推進に従事され、また副学長 (情報基盤担当)、最高情報セキュリティ責任者 (CISO) 及び学術国際情報センター (現, 情報基盤センター) 長などの活動による豊富な経験及び知見を生かし、取締役会において、IT・DXの推進や情報セキュリティなどに関し、積極的に発言・提言いただいております。社外取締役として、当社グループの経営の監督等に十分な役割・責務を果たしていただいております。会社の経営に関与した経験はございませんが、監査等委員として引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社グループの経営の健全性確保に貢献いただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 肥塚俊成氏、大石美奈子氏及び伊東利哉氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、肥塚俊成氏、大石美奈子氏及び伊東利哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 伊東利哉氏は、現在当社の監査等委員である取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- ※2025年6月29日開催の株主総会におきまして中堤康之氏の任期を引き継いでいるため、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
5. 肥塚俊成氏及び大石美奈子氏は、現在当社の監査等委員である取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 肥塚俊成氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社横浜銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
7. 当社は、大石美奈子氏及び伊東利哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年10月に更新予定です。本議案の承認可決を条件として、候補者は当該保険契約の被保険者に含められることになります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を、填補するものです。

(ご参考) 本総会終了後における取締役のスキル・マトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役 に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

当社における地位 氏名	企 業 経 営	グロー バルビ ジネス	事 業 マネジ メント (注 2)	財務、 会 計	人事、 労務、 人 材 開 発	I T 、 D X	リスク ・ コンプ ライア ンス 管 理	サステ ナビリ ティ、 E S G
代表取締役会長 兼社長CEO 渡邊 美樹	●	●	●	●	●			●
取締役副社長 CHO 清水 邦晃	●		●		●		●	●
取締役 常務執行役員 渡邊 将也	●	●	●	●		●		
社外取締役 常勤監査等委員 肥塚 俊成	●			●	●		●	
独立社外取締役 監査等委員 大石 美奈子							●	●
独立社外取締役 監査等委員 伊東 利哉						●	●	

(注) 1. このスキル・マトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

2. 事業マネジメントは、「①(営業、マーケティング)、②(調達、物流管理)、③(製造、品質管理)」の3項目により構成され、該当する箇所は、下記のとおりとなります。

代表取締役会長兼社長CEO渡邊美樹氏は、「①(営業、マーケティング)、②(調達、物流管理)、③(製造、品質管理)」に該当。

取締役副社長CHO清水邦晃氏は、「①(営業、マーケティング)」に該当。

取締役常務執行役員渡邊将也氏は、「①(営業、マーケティング)」に該当。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
清 永 敬 文 (きよなが たかふみ) (1967年10月19日)	1995年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） のぞみ総合法律事務所入所（現任） 2000年 4 月 最高裁判所司法研修所付(民事弁護) 2004年 4 月 立教大学大学院法務研究科法務講師 2008年10月 （財）日弁連法務研究財団認証評価事 務局員 2009年 4 月 立教大学大学院法務研究科特任教授 2012年 4 月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護) 2017年 2 月 カチシステムプロダクツ(株)監査役（現 任） 2017年 4 月 立教大学大学院法務研究科特任教授 2022年 6 月 第二東京弁護士会 綱紀委員会・副委員 長（現任） 2022年 6 月 (株)アートネイチャー社外取締役（現 任）	一株
<候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は、弁護士として企業法務に精通するとともに、上場企業の社外取締役の経験を有するなど、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を補欠の監査等委員である取締役候補者といいたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 清永敬文氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 本議案が承認可決され清永敬文氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

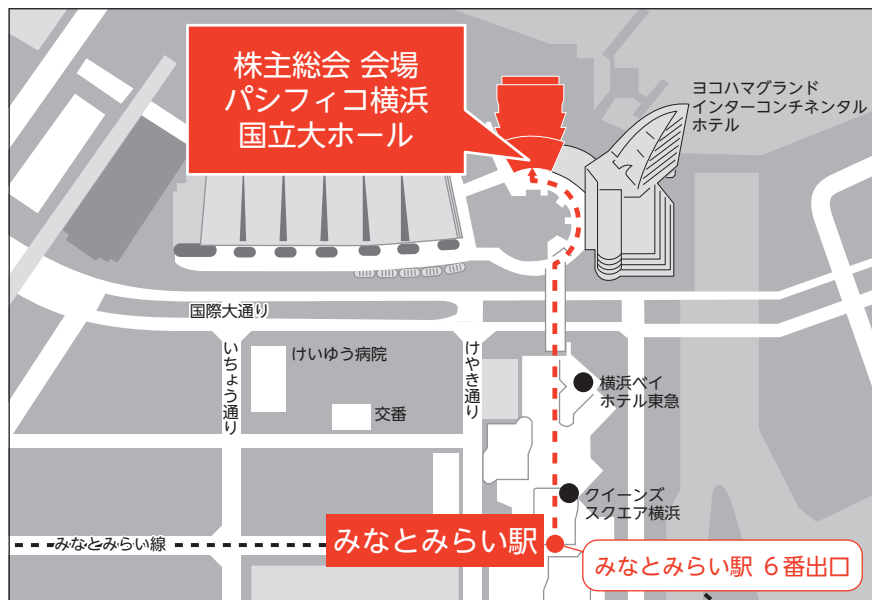
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年10月に更新予定です。本議案が承認可決され清永敬文氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となりま

す。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を、填補するものです。

以上

第40期定時株主総会 会場ご案内図

パシフィコ横浜 国立大ホール
神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号



<交通>◆みなとみらい線（東急東横線・副都心線直通）「みなとみらい駅」より徒歩5分
※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車・自転車でのご来場は
ご遠慮願います。
※前年の開催会場と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

<受付>◆受付開始時間は午前9時15分を予定しています。
◆株主総会の開催時間前後には、ワタミファームの有機野菜などの販売やブースの出展
を予定しております。また、ご来場いただいた株主様には、心ばかりではありますが、お土産などのご提供を予定しております。
詳細につきましては、同封いたしました「第40期定時株主総会開催のお知らせ」
をご覧ください。一人でも多くの株主様のご来場を心からお待ちしております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。